

競走馬生産振興事業補助実施細則

(平成 22 年度)

地方競馬全国協会

平成 22 年度 競走馬生産振興事業補助実施細則

平成 22 年度における競走馬生産振興事業の実施にあたっては、競走馬生産振興事業補助実施要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この細則によるものとする。

1 補助金の額

要綱第 3 条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。ただし、Ⅰ競走馬の改良増殖推進事業（1）軽種馬の登録推進及びⅢ経営基盤強化対策の各事業にあつては、同条により算出した補助金の額に円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。

2 選定申請書の提出期日

要綱第 5 条第 1 項の補助事業の選定申請書の提出期日は、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領 7 の(5)による審査の結果（採択）の通知文書に記載のとおりとする。

3 加算金及び延滞金の額の計算

要綱第 16 条に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア 加算金の計算

(ア) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における要綱第 16 条第 1 項の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(イ) 要綱第 16 条第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ 延滞金の計算

要綱第 16 条第 2 項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

4 指定財産の処分等の制限期間

要綱第 7 条第 5 号、第 17 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項ただし書の規定による協会が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 から別表第 6 までに定められたそれぞれの耐用年数とする。

5 補助事業の要件欄等の別に定める事項

要件別表の補助事業の要件の欄で別に定めることとした事項は以下のとおり取り扱う。

Ⅲ経営基盤強化対策事業 優良繁殖馬導入促進（優良種牡馬整備）のエの「導入する種牡馬のその他の要件は別に定める」とは、次のとおりとする。

ア 導入する種牡馬は、国内購買にあつては財団法人日本軽種馬登録協会、外国購買にあつては輸出国の登録団体の登録を受けていること。

イ 導入する種牡馬の年齢は、国内購買にあつては、購買時 3 歳以上 14 歳以下、外国購買にあつては購買時 2 歳以上 14 歳以下であること。

とする。

要件別表の補助の対象等の欄で別に定めることとした事項については、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興事業公募要領7の(5)による審査の結果(採択)の通知文書に添付のとおりとする。

6 報告の徴収

財産処分の制限により指定した財産の全部または一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失したときは、1箇月以内にその理由を付した書類をもって地方競馬全国協会に報告するものとする。

7 団体代表者、代表者印及び団体所在地の変更

補助事業の選定の申請をする者及び事業実施主体の代表者、代表者印又は所在地に変更があった場合には、直ちに協会に届け出るものとする。

8 添付書類等

要綱第5条及び要綱第7条の添付書類並びに第20条の帳簿等の保管書類は別添のとおりとする。